

※別紙

重要事項説明書

1. 施設運営法人

令和4年10月1日改定

事業者名	社会福祉法人 敬昌会
事業所所在地	長崎県平戸市戸石川町 950番地
代表者氏名	理事長 久枝 啓介
設立年月日	平成25年 12月 13日

2. 施設の概要

事業所の種類	(1)指定短期入所生活介護 / 平成25年12月16日指定 (2)指定介護予防生活介護 / 平成25年12月16日指定 【 長崎県指定 第 4270700703 号 】
事業所名称	短期入所生活介護 あんのん
事業の目的	介護保険法令に従い、契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等を利用いただけるよう施設介護サービスを提供します。
建物の構造	鉄筋コンクリート3階建
延べ床面積	2202.65㎡
併設事業	特別養護老人ホーム あんのん
事業所所在地	長崎県平戸市戸石川町950番地
電話番号	0950-23-8816
FAX番号	0950-23-8817
開設年月日	平成25年 12月 16日
管理者名	久枝 啓介

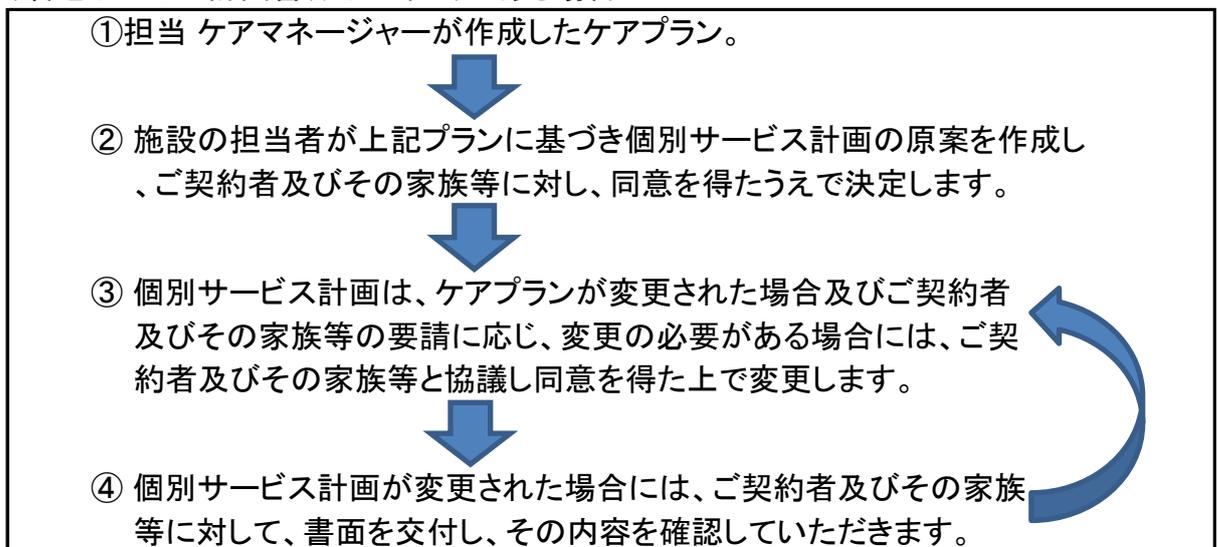
3. 利用対象者

- (1) 当施設を利用できるのは、以下の通りとなります。
- ①短期入所生活介護 … 要介護1～5の認定を受けておられる方
 - ②介護予防短期入所生活介護 … 要支援1および要支援2の認定の方
- (2) 利用開始時に要介護等認定を受けられた方であっても、利用後に要介護等認定でなくなった場合(非該当となられた場合)には、ご利用いただけなくなります。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

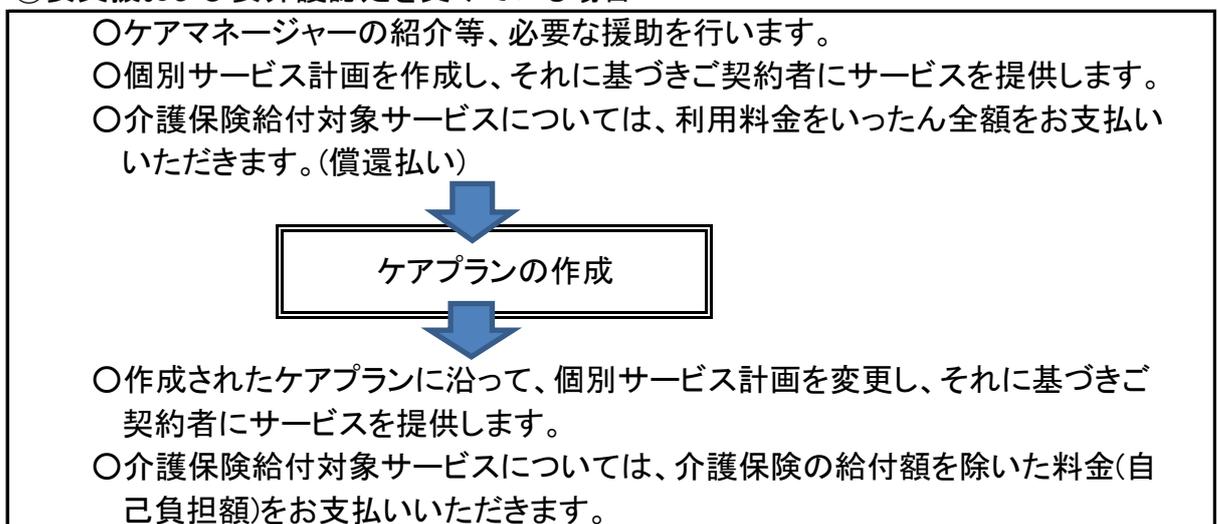
ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご契約者を担当する居宅介護支援専門員もしくは地域包括支援センター(以下「ケアマネージャー」という)が作成する居宅サービス計画もしくは介護予防サービス計画(以下「ケアプラン」という)がある場合とない場合で短期入所生活介護計画(以下「個別サービス計画」)作成手順が異なります。※概ね4日以上の利用がある場合に作成します。

(1) 居宅サービス計画書(ケアプラン)がある場合

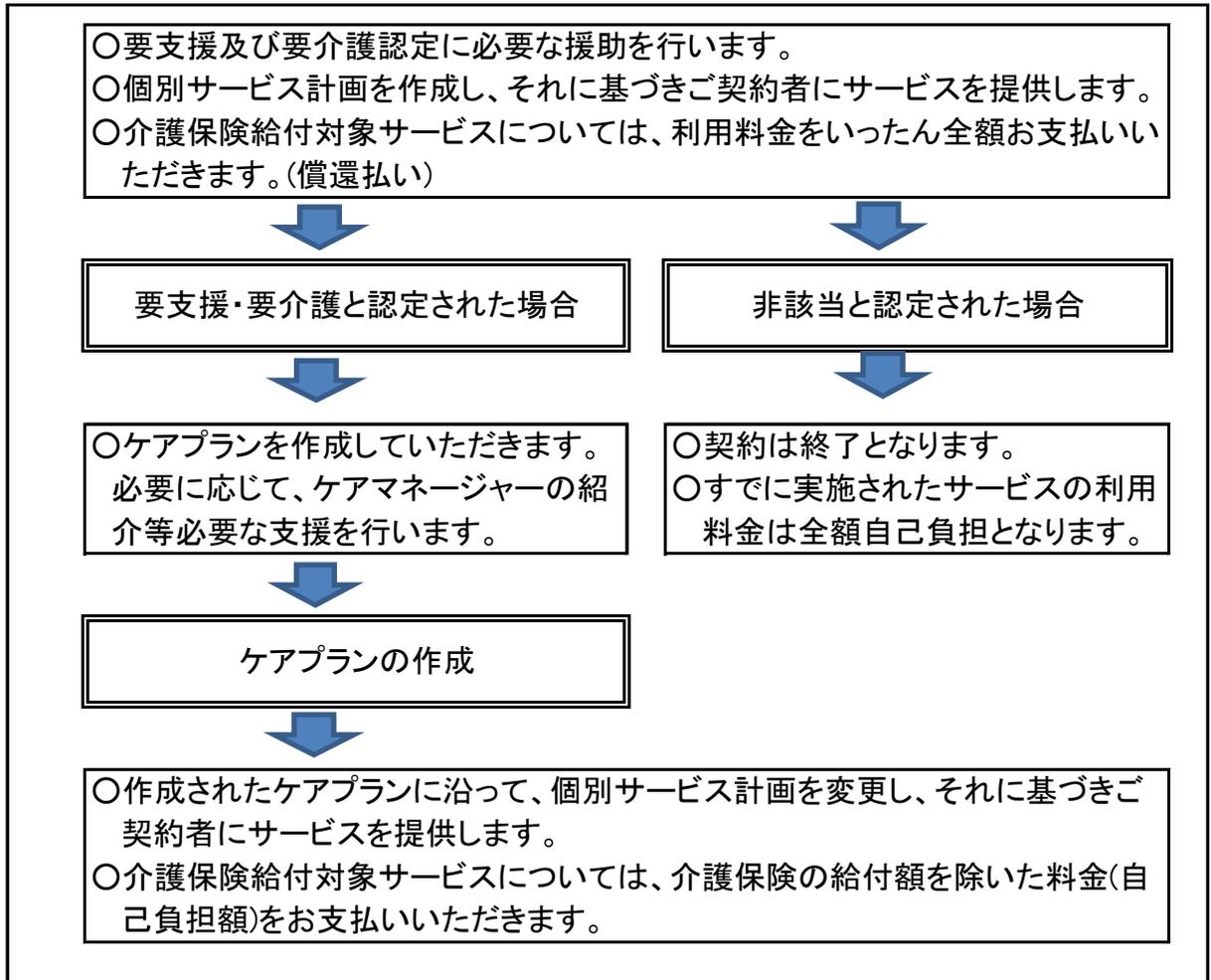


(2) 居宅サービス計画書(ケアプラン)がない場合

① 要支援および要介護認定を受けている場合



②要支援および要介護認定を受けていない場合



5. 営業日及び利用定員、事業実施地域等

営業日及び営業時間	営業時間 年中無休
受付時間	9 : 00 ~ 18 : 00
利用定員数	10名
事業実施地域	平戸市

6. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。ご利用いただける居室は全て個室となります。入居される居室は、ご契約者の心身の状況や空室状況を勘案し決定します。

居室・設備の種類	室数	面積	設備等
個室(洋室)	8	10.94㎡	洗面台・ベット・カーテン・TV 洋服タンス
個室(和室)	2	10.94㎡	洗面台・ベット・カーテン・TV 押入れ
合計	10		
食堂・リビング		流し台・冷蔵庫・TV テーブル・椅子・ソファ	
トイレ		4ヶ所	
浴室		個浴・特殊浴槽	
カラオケルーム		カラオケ機・ソファ	
地域交流室		テーブル・椅子	
医務室		体重計	
相談室		テーブル・椅子	

* 居室の変更

居室の変更等について…ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

* 居室に関する特記事項

トイレは居室外になります。必要に応じてポータブルトイレ等をご利用いただけます。また、ベッドは付属の設備をご利用いただけます。尚、各居室毎に洗面台を設置しております。

7. 職員の配置について

(1) 職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置につきましては指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	
管理者	1名	特別養護老人ホームあんのん管理者兼務
介護職員	7名	
看護職員	1名	
機能訓練指導員	1名	特別養護老人ホームあんのん兼務
栄養士	1名	特別養護老人ホームあんのん兼務
生活相談員	1名	特別養護老人ホームあんのん兼務
事務員	2名	特別養護老人ホームあんのん兼務

(2) 配置職員の職務内容は以下のとおりです。

- 【 管 理 者 】 …… 責任者として施設管理を行います。
- 【 介 護 職 員 】 …… ご契約者の日常生活上のお世話を行います。
- 【 看 護 職 員 】 …… ご契約者の健康管理や療養上のお世話を行います。
- 【 機 能 訓 練 指 導 員 】 …… ご契約者の日常生活で必要な機能訓練を行います。
- 【 栄 養 士 】 …… ご契約者を栄養面から健康管理のお手伝いを行います。
- 【 生 活 相 談 員 】 …… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。また、ご契約者のケアプランを作成いたします。
- 【 事 務 員 】 …… 施設内の事務を行います。

8. 施設が提供するサービス

サービス内容	内 容
短期入所生活介護 ・ 予防短期入所生活介護 計画書交付	心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護(予防も含む)の提供開始前から終了に至るまでのご利用者が利用するサービスの断続性を配慮してサービス目標、当該目標を達成するための具体的内容等を記載した計画書を作成、説明し同意を得て署名・捺印をもって交付します。※概ね4日以上の利用がある場合に作成
入 浴	入浴又は清拭を、ご利用者の状況・希望に沿って実施し介助、援助を行います。
排 泄	ご利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに排泄の自律についても適切な援助を行います。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立により、ご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した適時、適温の食事を提供します。 ・ ご利用者の自律支援のため出来る限り離床して食事をとって頂く事を支援いたします。 ・ 医師の指示に基づき適切な栄養量及び内容を有する治療食等を提供します。 ・ 食事時間はユニットごとにご利用者の希望に合わせて提供します。

離床・整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来るかぎり離床に配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回以上実施します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、ご利用者及びご家族からのあらゆる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。
社会生活の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では、必要な教養娯楽設備を備えるとともに施設での生活が実りあるものとするため、適宜レクリエーションを提供します。 ・教養娯楽活動 カラオケ・茶道・花道・園芸・手芸等 (材料費等実費となります) ・レクリエーション 外出支援(買い物・散歩・ドライブ) 誕生会・季節行事・市町村行事参加等 *教養娯楽活動・レクリエーションへの参加はご利用者、及びご家族が希望される際の参加となります。 なお、参加の強制はいたしません。
機能訓練	<p>ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善、又はその減退を防止するための訓練を実施します。</p> <p>*機械を使用するリハビリ等ではございません。</p>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員が、ご利用者の体調、健康状態等に応じ、必要な健康管理を行います。 ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関に責任を持って引き継ぎます。 *定期受診は基本、かかりつけ病院へご家族の対応にて受診をお願いいたします。
理美容	<p>ご利用者希望時に外部より訪問理美容していただきます。</p> <p>*実費負担となります。</p>

9. 料金及びその他の費用

(1) 介護保険制度における利用料は介護報酬の告示上の額とし、別紙の指定短期入所生活介護あんのん短期入所サービス利用料金一覧表のとおりとします。

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。

(2) 限度額内サービスのうち、高額介護サービス費に該当する場合には、償還払いで給付されます。

- (3) 緊急の事由等で要介護認定を受けていない方が入居される場合は、サービス利用料金を一旦全額お支払いいただきます。要介護認定を受けた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
* 償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した、「サービス提供証明書」を交付します。
- (4) 介護保険負担限度額認定証の交付を受けられた方は、記載事項の通り利用料負担の減額を行います。
- (5) 介護保険料等に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。
- (6) 食事を中止される場合は、2日前の17時までにご連絡下さい。それ以降の連絡は食事代の実費1,445円をお支払い頂くこととなります。入院・体調不良等、その理由の如何は問いません。
※食事キャンセル料は最大で2日分まで頂きます。

(8) 利用料金の支払い方法

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し翌月の15日前後にご請求します。請求月の月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア、 金融機関自動振替

ご利用者様の指定する親和銀行の口座からの自動引落しとなります。

* 口座引落しの手続き完了までは少しお時間がかかる場合がございます。

その際には、下記口座へのお振込みをお願いいたします。

* 請求月の27日に自動振替させていただきます

イ、 下記指定口座へのお振込み

十八親和銀行 平戸支店 普通預金 3023369

(口座名) 社会福祉法人 敬昌会 理事長 久枝 啓介

* 振込み手数料はご利用者様の負担となります。

* お振込みされた金融機関の振込み明細書をもって領収書に代えます。

また領収書発行を希望された方には利用者及びご家族が指定する方には指定する送付先に対して、次月請求書に同封して領収書を送付いたします。

10. 苦情の受付及び苦情を解決する為に講ずる措置

1. 相談又は苦情に対応する常設の窓口設置及び担当者の配置

- (1) ご利用者及びご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために専用の窓口を設置し、必要な措置を講じます。また、相談者のプライバシーの確保と秘密保持のために、苦情・相談室を設けます。
- (2) 苦情・相談の窓口担当者を選任し、当該担当者が苦情・相談にあたる。
 なお、窓口での解決が困難な場合は、次項「苦情処理を円滑かつ迅速に行うための処理体制・手順」により苦情・相談の解決にあたる。

- ・ 窓口担当者 生活相談員 橋元 紘治
 - ・ 苦情解決責任者 管理者 久枝 啓介
 - ・ 受付時間 午前9時00分 ~ 午後5時00分
 - ・ 受付方法 電話・FAX・面接・苦情受付箱
- 電話 0950-23-8815
 FAX 0950-23-8817
 面接場所 あんのん 相談室
 苦情箱 玄関ロビー

2. 行政機関等その他の苦情受付機関

平戸市	所在地	長崎県平戸市岩の上町1508番地3
	電話番号	0950-22-4111
	対応時間	午前9時 ~ 午後5時 (土日、祝日は除く)
長崎県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	所在地	長崎県長崎市今博多町8番地2
	電話番号	0958-26-1599
	対応時間	午前9時 ~ 午後5時 (土日、祝日は除く)

11. 医療について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において、診療・入院の治療等を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院の治療等を保証するものではありません。また、下記医療機関での、診療・入院の治療等を義務付けるものではありません。

病院名	医療法人 医理会 柿添病院
所在地	長崎県 平戸市 鏡川町 278
電話番号	0950-23-2151
診療科目	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、 眼科、歯科、循環器科

12. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対しサービスを提供するにあたり、以下のことを守ります。

- ①ご契約者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調・健康管理から必要な場合には、医師または看護職員と連携し、ご契約者からの確認を行います。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご契約者に対して、定期的に非難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者および他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為は行いません。
※やむを得ず行う場合は、ご契約者およびご家族へ説明・同意の上、必要最小限の範囲で行うよう努めます。
- ⑤ご契約者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後2年間保持し、ご契約者もしくは代理人の請求に応じ、記録の閲覧・複写物の交付をします。
※複写は当説明書記載の費用をご負担いただきます。
- ⑥サービスを提供するにあたり、知り得たご契約者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
※ご契約者に医療上の必要がある場合は、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退居の為の援助を行う場合には、ご契約者の同意を得て情報提供を行います。

13. 施設利用の留意事項

当施設をご利用される皆様が、安全で快適に過ごす事ができるよう、以下の事項をお守りください。

(1) 持ち込みについて

以下のものは持ち込むことができません

- 炎の出るもの(喫煙に関する以外のローソク・線香など)
- 動物(哺乳類・鳥類・爬虫類・魚類など)
- 危険物(火薬類・石油類・劇薬・必要以上の薬など)
- 居室に入りきらない量の物品
- 刃物及び銃器またはそれに類するもの

(2) 面会について

面会時間は、9:00～17:00となります。

また、面会の際は、以下の事にご注意下さい。

- 飲食物のお持ち込みの際は、必ず各ユニット担当者へお声かけ下さい。
- 生ものをお持込の際は、衛生管理に十分ご注意ください。
- 職員に対する金品・茶菓などのご配慮はご遠慮させていただきます。

(3) 喫煙

- 居室および決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。

(4) 飲酒

- 飲酒の際は必ず各ユニット担当者へお声かけ下さい。
- 飲酒は他人に迷惑をかけず、健康を害さない程度でお楽しみください。

(5) 施設・設備使用上の注意

- 居室および共用施設・敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意または注意を怠り過失により施設・設備を滅失・破損・汚損もしくは変更した場合ご契約者の自己負担により原状復帰していただくか、相当の代価をお支払いいただくになります。
- 他の利用者および従業者の迷惑となるような、宗教活動・政治活動・営利活動を行うはできません

14. 施設を退居していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する日は定めていません。ただし、以下のような事由発生した場合は退居していただくこととなります。

- ①ご契約者が死亡した場合。
 - ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が非該当と判定された場合。
 - ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設施設を閉鎖した場合。
 - ④事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
 - ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
 - ⑥ご契約者から中途解約・契約解除の申し出があった場合。
- ※契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退居を申し出ることができます。
その場合は、退居を希望する日の7日前までにお知らせください。
- ⑦事業者から契約解除の申し出を行った場合。

⑥、⑦につきましては詳しくは下記内容(1)、(2)となります。

(1)ご契約者から申し出があった場合

- ①介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③契約者が入院した場合。
- ④事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく契約書に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2)事業者からの申し出による場合

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは、他の利用者等の生命・身体・健康・財産・信用等を傷つけ、またはご契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

指定短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

指定短期入所生活介護 あんのん		
説明者職種	氏名	印

私は、本書面に基づき事業者から契約書及び別紙の重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス提供開始に同意します。

令和 年 月 日

契約者住所	_____
契約者氏名	_____ 印
代理人住所	_____
代理人氏名	_____ 印
利用者との関係(_____)

長崎県平戸市戸石川町950番地
社会福祉法人 敬昌会
短期入所生活介護あんのん
管理者名 久枝 啓介

Ⓜ

